

YOUNG
TAX ATTORNEYS

城田新執行部スタート

納税者の権利擁護を目指して

吉 祥 税 連

Oct.15.2006 No.145

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148

Contents

新役員就任あいさつ ————— P.3~6

城田新会長あいさつ	3 ~ 4
各部長あいさつ・抱負	4 ~ 6
2006年度特別委員会	6



城田英昭新会長

全国青税連 奈良大会 ————— P.6~15

第1部 壬生狂言「土蜘蛛」鑑賞	6
第2部 勉強会「税務調査関連を中心とした 日韓租税制度の基本的差異」	7 ~ 12
第3部 第39回定期総会報告／懇親会	12 ~ 13
奈良大会総括報告	実行委員長 南谷正仁 14 ~ 15



奈良大会会場は
奈良県新公会堂の能舞台

秋季シンポジウムin千葉のご案内

P. 16

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>



会長就任挨拶

法対策部の活動を重点に

会長 城田英昭（神奈川）

全国青年税理士連盟会員の皆様こんにちは。先般奈良の地にて行われました、第39回定時総会に於きまして、会長の大役を仰せつかりました神奈川青税の城田英昭と申します。昨年度に引き続いての、神奈川青税からの会長となりました。どうぞ一年間よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、私と全青との関わりですが、3年前に神奈川青税の代表幹事として全青理事会にお邪魔するようになってから、研究部長、秋季シンポジウム実行委員長と足掛け3年間お世話になっております。ただ、役職をみて頂いてお分かりの通り、全青活動の中心とも言うべき法対策系に関わった事が無いので、事業計画を作成するにあたっては、3年間の全青理事会での議論を思い出しつつ、規約に忠実に一年間の活動を思い描かせて頂きました。

まず、組織的な部分ですが、第9条の副会長若干名という部分に着目し、かつ、ここ数年の副会長の役割を勘案した結果、会務担当副会長4名、地区担当副会長2名という構成にし、会務担当副会長の方々には、実際の実務に関わって頂くという体制にしました。また、理事会での4時間という限られた時間を有意義な議論の場とするため、2年ぶりに常務理事会を開催す

る事とし、協議ポイントの確認と協議時間の割り当てをしっかりと行って理事会に臨むというスタイルをとっています。

活動の中心となる法対策部についてですが、本年度は5つの委員会で構成します。全体的な取り組みとしては、全青として過去に様々な意見書を提出していますが、本年度はさらに一步踏み込んで実際に各方面に働きかけて、実現の糸口を探る年にしたいと考えております。

納税者権利憲章推進委員会は、規約前文にあります「納税者の権利擁護をめざす」委員会です。全青として永年に渡って取り組んできたこの問題について、本年は最重要課題として位置付け、他団体と協働して納税者権利憲章の必要性を立法府に訴えかけて、早期実現に向けて行動していきます。

税理士制度改善委員会は、規約の目的の1.にあります「国民のための税理士制度の確立」をめざす委員会です。決して業界エゴになる事なく、国税退職者の資格問題、国税OB税理士に対する顧問先斡旋問題への取り組みを中心に、納税者にとって資質の低い税理士が排除出来る制度となるように、各方面に働きかけていきます。

税制問題検討委員会は、規約の目的の2.にあります「国民のための租税制度の改善」をめ

ざす委員会です。特にここ数年の税制改正にみられるように、法案の立案から立法までの過程について不透明なまま遂行されてしまいます。今後の税制改正に対応すべく、官への働きかけの第一歩を踏み出すと共に、法制化されてしまった項目についても撤廃に向けた運動を行っていきます。

研究活動実行委員会は、規約の目的の3.にあります「会員の業務に有益な税法、会計、経営等に関する研究活動」を行う委員会です。数年前に行った浜松合宿に習い、一泊二日のディスカッションを中心とした研究会を行い、有意義な時間を多くの会員で共有すると共に、研究内容について全青の運動の一助とすべく活用していきます。

公益的業務委員会は、文字通り公益的業務への取り組みを行う委員会です。我々税理士の公益的な立場を踏まえ、災害時支援や租税教育について現状調査を行い、全青でしか出来ない事を抽出し、改善策について各方面へ働きかけていきます。

以上が法対策部の各委員会の活動内容ですが、本年度はその他の取り組みとして二つの活動を行います。一つは青法協が3月に行う人権研究交流集会への参画です。本年度の最重要課題であります納税者の権利憲章の分科会を全青が担当します。効

果としては、毎回の参加者が約700名である事、我々が作成する納税者権利憲章に関するパンフレットの配布先が青法協の全会員であるという事と、弁護士に我々の運動をより深く知って頂ける機会になるということです。もう一つは本年度全青が40周年を迎えるにあたり、記念誌を発行すると共に記念事業を行

います。記念誌については、前回の30周年記念誌をベースに、10年間我々が納税者権利憲章の制定に向けてどのような活動を行って来たのかをダイジェスト版で載せる予定です。記念事業については、来年の岐阜大会に併せて開催する予定であり、内容に関しては乞うご期待といったところです。

結びになりますが、一年は長いようであつという間に終わってしまう気がします。会長職を頂いてから数ヶ月経ちますが、毎月の理事会を開催するまでの一日一日を大切にし、全青の運動がこの一年で少しでも発展出来るよう邁進してまいりますので、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

部長就任挨拶・抱負

総務部



部長 麻生 昌敬（東京）

この度、総務部長を拝命しました東京青税のアソウマサノリと申します。49歳です。全国青税では、中西元会長のもとで厚生部長、石井前会長のときには組織部長を理事会には数回の遅刻はありましたが欠勤無しで務めさせていただきました。

城田さんは決して大きな単位会とは言えない神奈川青年税理士クラブから二年続けて輩出された会長です。この心意気が会員の皆様に伝わることを願っております。

最近の理事会では、私の不行き届きが多々あるにもかかわらず多くの理事各位の出席で活況を呈しております。その中でふと周りを見渡すと、私は中年税理士連盟という団体があるとすればその会員であるべきか？と

自覚症状がある次第です。

税理士の清流である青税に部長職等として延長戦は無い9回裏の守備をいたず所存であります。来年の岐阜大会までよろしくお願ひいたします。

経理部



部長 松崎 美和（千葉）

この度、全青の経理部長をお引き受けすることになりました千葉青税の松崎美和です。全青の皆様には、秋季シンポジウムの時の「まどかちゃん」役と言えばお分かりいただける方もいらっしゃるかもしれませんね。

経理のお仕事自体は、我々税理士の本業の範囲のなかにあり、普通法人ではない全青の経理に携わることは自身の仕事にも幅を持たせられるができるのではないかという期待と、仕事の流れを掴むまでの不安があります。前経理部長が現広報

部長として同じ執行部にいていただけることは心強くもありますが……。

また、全青の執行部の一員になることは初めてのことと、奈良大会までに幾度か城田会長を中心とした次期執行部の打ち合わせに参加し、全青としての取り組みの考え方から、会議の進め方の手法まで学ぶべきところがとても多く、自身の所属する単位青税にも紹介する役目を果たせるのではないかと思っています。

一年間よろしくお願ひいたします。

研究部



部長 菊池 純（東京）

この度、研究部長に就任いたしました東京青税の菊池です。

全国青税は、定期総会、秋季シンポジウムと毎年二大イベントがあります。私は、各単位青

税が一堂に会するこれらのイベントを非常に楽しみにしております。特に、各単位青税が一つの統一テーマで研究発表する秋季シンポジウムは、全国青税ならではの企画であり、青税会員であることの誇りと喜びを感じます。

東京青税としてシンポに参加したとき、みんなで力を合わせてテーマに沿って研究し資料集を作成すること、研究した内容をどうやって発表するかを考え練習すること、シンポ当日に他の単位会の前で発表すること等は、私にとってとても楽しく充実した時間でした。そして多くの会員がこの経験をして青税の素晴らしさを体験して欲しいと思いました。

全青の研究部長といえば来年の秋季シンポジウム開催地の単位会の会員が、準備のため就任することになっております。つまり私は、2007年の秋季シンポジウムを東京で開催するための準備という重責を担うわけで、大変だがやりがいのある仕事だなあ、精一杯頑張ろう、と言う気持ちです。

一年間よろしくお願ひいたします。

組織部



部長 高垣 希 (神奈川)

このたび、組織部部長に就任いたしました高垣です。今年1

年間は、全国青税と各単位会のより強固なつながりを図るために全力を尽くしたいと思っております。

神奈川青税から理事として、理事会に出席するようになってからを考えると、全青歴も早、幾星霜!? そろそろ青税も年齢的にも体力的にも、引退と思っておりましたが、全青の皆様への恩返し? の意味を込めて、老骨に鞭打ち頑張る所存です。この1年間、全国の会員のみなさま、単位会のお力を頼りに、城田会長を盛り立て、努力いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

組織部として、皆様の単位会にお邪魔した節には、ぜひお声をおかけください。

寄る年波で歯も弱り、決して噛み付かないで、大丈夫です!

厚生部



部長 加藤 直之 (岐阜)

今年度、厚生部長を拝命しました岐阜青税の加藤です。

来年の記念すべき第40回全国大会が岐阜で開催される為、また川崎前法対策部長の策略により(?)今回の就任となりました。全青には今まで少し足を運んだだけで全くの初心者です。皆様にいろいろなことを教えて頂きながらの一年になると思いますが、宜しくお願ひいたします。

す。

厚生部の重要な事業の一つとして、全国大会での懇親会があります。現在岐阜青税では、全国大会に向けて既に準備委員会が動き始め、全国の皆様に期待感を持って岐阜へ来て頂けるよう、そして満足して帰って頂けるよう、いろいろな企画を考えております。岐阜市の顔でもある金華山と長良川、その最高のロケーションを見下ろしながらの全国大会。40周年という節目にこの岐阜の地で全国大会を開催できることを誇りに思い、岐阜青税一丸となって皆様をお迎えしたいと思っています。一年間、どうぞ宜しくお願ひいたします。

法対策部



部長 植木 心一 (近畿)

ワタクシ、生まれも育ちも関西・吉本です。新喜劇で笑いながら産湯を使い、姓は植木、名は心一。ヒト呼んで、“ホウタイの植木”と発します。

皆様ともども、ネオン、ジャズ高鳴る大阪に、仮の住居まかりあります。

不思議な縁持ちまして、青税の皆様の為に、粉骨碎身、ホウタイ部長職に励もうと思っております。

西に行きましても、東に行きましても、とかく土地土地のお兄さん、お姉さんに、ご厄

介かけがちなる若僧でございます。

以後、見苦しき面体、お見知りおかれてまして、恐惶万端引き立って、宜しくお頼み申します。

～♪俺がいたんじゃお嫁にや
行けぬ♪分かっちゃいるんだ妹
よ♪い一つ一か、お前の、喜ぶ
ような～、偉いホウタイ部長に
なりたくて♪～

これから的一年間、以下を柱にやります。

1. 紳士の権利擁護
2. 税理士制度のさらなる発展
3. 税制改正等への対応
4. 公益的業務への対応

広報部



部長 渋谷由美子（埼玉）

昨年度の経理部長に引き続いで、広報部長を務めさせていただくこととなりました、埼玉青税の渋谷由美子です。

私の小学生の時の夢は、小説家になることでした。もう少し

大きくなってから、自分には文才が無いことに気付き、今度は雑誌の編集者になりたいと思っていました。それも向いていないことを自覚し、いつのまにか税理士っていました。

今回図らずも、広報部長という役職をいただき子供の頃の夢が少しかなったような気分です。とは言っても、文才の無い広報部長ですから、皆様から原稿をいただくよりほかありません。

全青の活動を広くお伝えできるよう1年間頑張りますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

2006年度特別委員会

担当部	委員会名	氏名	単位会
法対策部	納税者権利憲章推進委員会	坂田 覚	東京
	税理士制度改善委員会	酒井 稔	近畿
	税制問題検討委員会	荒川 章三	名古屋
	研究活動実行委員会	吉田 俊広	千葉
	公益的業務委員会	大沼 はるみ	神奈川
研究部	秋季シンポジウム実行委員会	押田 百々枝	千葉
総務部	日税連担当委員会	石井 孝雄	神奈川
	三青会担当委員会	稻田 めぐみ	千葉
	全国大会実行委員会	河合 敏則	岐阜
	40周年記念実行委員会	高谷 真	近畿
	人権研究交流集会実行委員会	中西 毅	名古屋
	会長等推薦審議委員会	徳田 匡泰	東京

奈良大会

第1部

壬生狂言

「土蜘蛛」鑑賞

奈良大会の第1部として、奈良県新公会堂の能楽ホールにて

壬生狂言を鑑賞しました。

壬生狂言は、鉦・太鼓・笛の囃子に合わせてすべての演者が仮面をつけて一切「せりふ」を用いず無言で演じられます。

数ある演目の中で今回は「土蜘蛛」が演じられました。「土蜘蛛」は、土蜘蛛の精が夜な夜な源頼光を悩ませ、病にかけます。家来の渡辺綱と平井保昌がこの土蜘蛛を退治するという狂

言です。

土蜘蛛の豪華な衣装や地を這うようにして登場する様子、何と言っても土蜘蛛がまく糸の迫力に圧倒されました。また、言葉は無くても主人源頼光を心配する家来たちの様子が伝わってきて、今回初めて狂言を鑑賞しましたが、たいへん楽しむことができました。（撮影禁止のため写真なし）

奈良大会

第2部

公開勉強会

2006.8.5 奈良県新公会堂



パネルディスカッション 税務調査関連を中心とした 日韓租税制度の基本的差異

【出演者】

(敬称略)

コーディネーター

則武 次生

パネラー (韓国側税務士)

李 信愛

丁 海旭

崔 日鎬

パネラー (日本側税理士)

五十樓 裕

松浦 寛

塩野 香苗

第2部では、韓国税務士会のメンバーを迎えて税務調査関連を中心に両国の租税制度の基本的な違いを踏まえた上で、韓国の納税者権利憲章を参考にしながら、我が国における納税者の権利保護規定のあり方について公開研修会を行いました。本稿はその要旨をまとめたものです。

納税者番号制度

韓国税務士 李氏：法人及び個人事業者は、事業開始時、課税庁に届出て事業者登録をし、その際、納税者番号である事業者登録番号が与えられます。その他一般の人は、生まれると住民登録番号（背番号）が与えられ、税務上、個人の所得税、譲渡所得税、相続贈与税に関しては、住民登録番号によって管理されます。なお、付加価値税、法人税については、上記の事業者登録番号で管理されます。
五十樓氏：我が国においても何度もなく納税者番号制の導入に

ついては議論され、現在財務省においても「納税者の信頼確保に向けた基盤整備」の一環として納税者番号制度の導入を検討しています。

特に平成11年8月、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、稼動が開始されています。また、平成14年12月に、「行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、平成15年2月から施行されているところから、将来、このいわゆる「住基ネット番号」を納税者番号にも流用されることが十分に予測される、という状態です。

課税方法

付加価値税

電子申告

韓国税務士 丁氏：法人税、所得税については申告納税方式、相続贈与税については賦課課税方式が採られています。ただし、相続贈与税については賦課課税方式ですが申告書の提出は必要です。

譲渡所得税、相続贈与税以外のすべての税目について電子申告が行われており、相当程度普及しています。

相続贈与税の申告は、相続及

び贈与された財産に関する明細書、財産評価書、控除額明細書などを記載した申告書を作成し、その申告に係る税額までも計算して提出しています。

付加価値税についてはインボイス方式による申告納税方式が採られています。税率は10%です。付加価値税も電子申告が行われています。

インボイスによる税務申告は、会計ソフトに取引ごとのインボイス金額及び納税者番号(売上、仕入)を入力し、申告書を電子申告変換ファイルに変換し、国税庁の電子申告HPを通じて申告を行います。

松浦氏：日本では帳簿方式によっています。ただし、今後、消費税率の引き上げに伴い多段階税率が採用された場合、インボイス方式が必要不可欠となり、採用されることも十分に考えられます。

従来、消費税の脱税は仕入の過大計上や売上の過少計上のいずれかの方法によって行われますが、特にインボイス方式のもとでは、前後の二つの段階の取引に伴うインボイスをクロス・チェックすることによって、容易に発見できるばかりか、法人または個人事業の所得の把握水準が高まるという租税行政上つまり課税庁にとっては大きなメリットが生じますが、納税者側でのメリットというとやや問題があるように思います。

是正措置

韓国税務士 崔氏：普通の資料処理に伴う是正、主に付加価値税のインボイス金額等の訂正の場合には、税額の増額は修正

申告、減額の場合には更正の請求を行います。

ただし、税務調査による場合は、修正申告の懲罰などなく、すべて更正処分がなされます。

第三者褒賞金制度

韓国税務士 李氏：元々、租税犯处罚法第16条に規定されていたものを、2003年12月30日の国税基本法の改正の際に国税基本法に改めて規定されたものです。脱税額が5億ウォン以上の情報提供の場合に、脱税額の2～5%以下の褒賞金が支給されます。

国税庁が発表した「国税庁統計年報」によると、2000年7621件（うち、課税活用2912件）、2001年8069件（2357件）、2002年8096件（3552件）、2003年7400件（3329件）、2004年8783件（3779件）と数百件前後で上下していることから、報奨金制度ができたからと言って必ずしも告発が増えたとは言い切れないのでし、韓国では褒賞金をもらうために脱税を告発する者は少ないと私は思います。褒賞金をいくら支払ったのかという統計は公表されていないので、不明です。

あくまでも私見ですが、人様を告発して褒賞金をもらうというのは韓国の国民感情からもあまり好かれない制度だと思います。

塩野氏：日本の場合でも、いわゆる脱税情報などは課税庁へ通報される場合があります。その場合、その情報に対して報奨金を出すというような制度はありませんが、今年の4月から公益通報者保護法が施行されまし

た。内部告発を契機として、企業不祥事が相次いで明らかになったことから、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営の強化を図るということになっています。

税務調査の対象者の選定

韓国税務士 丁氏：税務調査対象の選定基準は、今まで公表されたことがないため、これからが楽しみです。また、「国税庁官が納税者が不誠実であると認められる場合」といった包括的な規定がありますので、これらの基準に当たるまらないような場合は、逆に考えにくいです。
塩野氏：日本では、個別租税法、たとえば所得税法234条などで「国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、質問し又は検査することができる。」と規定するのみであって、完全に課税庁の裁量に任されている状態です。税務署内部では何らかの基準や指針などがあるようですが、我々、税理士や納税者には具体的に見えるものはありません。

税務調査の事前通知

税務調査の延期

韓国税務士 崔氏：税務調査について、統合調査が原則とされており、統合調査しても実益がないときなどは、税目を限定して調査する税目別調査がおこなわれています。

調査の期間については、調査

すべき項目が意外に多いときや税務官署の入手が足らないときは、調査期間を超えることもあります。ただし、その場合には、税務調査期間が延長される理由が書いてある通知書などが納税者側に送付されます。

五十棲氏：日本の法律では、税務調査の延期についての規定はありません。法律上、課税庁が調査に行くと言えば必ず実行できるわけで、しかも、罰則についても正当な理由がある場合の宥恕規定もないで、延期ができるような制度にはなっていません。

ただし、韓国の延期理由と同じような状態にあるとき調査は延期されるでしょうし、それ以外の理由であっても話し合いで延期されることは多々あります。

韓国税務士 李氏：事前通知については、原則として7日前に書面で通知されますが、例外として、犯則事件に対する調査、事前通知をすれば証拠隠滅等により調査目的が達成できないと認められる場合は通知しません。

五十棲氏：日本の場合、国税通則法でも個別租税法でも事前通知について規定はありません。唯一、税理士法34条であらかじめ納税者に通知するときで、税理士法30条の税務代理権限証書を提出している税理士があるときは、あわせてその税理士にも通知しなければならないとしているのみです。これでは、納税者に通知しないときは税理士にも通知しないと言うことですから、なんら課税庁を縛ることにはなりません。

ただ、平成12年11月の総務庁行政監察局による「税務行政観察結果報告書」で税務調査にお



コーディネーターと
日本側税理士のパネラー

ける事前通知の実施に拡大の余地があるというということで、これを受けて、平成13年3月27日付で「税務調査の際の事前通知について」という事務運営指針が公表され、原則として事前通知をするということにはなっています。しかし、この事務運営指針では、事前通知を行うかどうかは、個々の事案に即して無予告調査の必要性を十分に検討して決定するとも書かれてあり、また、単なる事務運営指針ですから、あまり法的に実効性があるとは言い難い状況です。

調査理由の開示

韓国税務士 丁氏：韓国においても調査の理由の開示は調査実施の要件となっていません。なるべく納税者が分かるように概ねの内容を記載する、という規定です。

松浦氏：事前通知と同じく、調査理由の開示についても具体的な規定はありません。ただ、質問検査権の行使については「必要があると認める場合」となっていますので、そこから調査理由の開示を求めるることはできますが、必ずしもそれに答弁することが調査を実施する要件とはなりません。

なっていません。

しかし、税務調査において、調査の合理的必要性の理由が存在することを何らかの形で納税者に表現しなければ、所得税法などが「調査について必要があるとき」と規定した意味が無くなってしまうと思いますので、これを補完する意味においても調査の理由開示は法定化されるべきだと思います。

平成7年に日税連が機関決定した「税理士法改正のたたき台」では、税理士法30条のいわゆる委任状で事前通知、33条の2の書面添付で調査前の意見聴取を通じて調査の理由開示を求めていたのですが、その後の審議の過程で事前通知はこぼれ落ち、平成13年の税理士法改正では書面添付による意見聴取だけが残ってしまった経緯があります。これも、事前通知するときは意見聴取をすることになっていますから、必ずしも調査を実施するための要件とはなっていません。

納税者権利憲章の交付 納税者の誠実推定

韓国税務士 崔氏：韓国では税務調査を開始するに当たって、

納税者権利憲章の書かれた書面を交付することになっています。納税者権利憲章は、国税基本法の規定により、1997年7月1日に国税庁が宣言しました。

五十棲氏：韓国の納税者権利憲章の中にある「納税者の誠実推定」と「税務調査時の専門家の助力を受ける権利」というのは、日本の税務行政では全くありえない話です。

その調査官個人にもよりますが、特に若手の調査官などは最初から納税者を疑ってかかっているような場合もありますし、「専門家の助力を受ける権利」にいたっては、日本では「税理士の先生が立ち会わなくても調査はできる。」と納税者の前で言う調査官もいます。

重複調査

反面調査

韓国税務士 李氏：韓国では重複調査については原則として禁止されています。ただし、租税脱漏の嫌疑を認めるだけの明白な資料がある場合、取引相手方に対する調査が必要な場合、2以上の事業年度と関連して誤りがある場合などは例外です。

なお、国税庁は3月「税務調査事務処理規程」を公開する際、調査内容について電算管理をすることによって、重複調査における統合調査の場合には、調査済みのところを除き、また、事前通知書に調査除外事項を記載することによって、調査担当官の裁量権乱用の元を無くすと発表しています。

松浦氏：日本の場合、重複調査について規定はありません。法律上は一定の除斥期間が過ぎる

までは、何度でも再調査することができます。もっとも、実際上は余程のことがない限り、同一期間・同一税目について2回以上調査されたとはあまり聞きません。

韓国税務士 李氏：韓国での反面調査は、取引先に対し、税務職員が電話や文書を通じて、取引内容の事実を確認するくらいなので、取引相手に信用を落とすような調査ではありません。今回公表された特別調査の際の反面調査ということは、金融調査を含めたかなり厳しい調査を指すものと思われます。（そもそも、韓国では1994年規定された金融実名制度のため、いくら国税庁の人でもやたらに納税者の金融取引の内容を調査することはできません）

むしろ、付加価値税がインボイス方式ですので、そのインボイスに関する資金の流れなどを調査することによって、調査の目的が達成できると思います。

塩野氏：反面調査についても、日本では何ら具体的な法律上の規定はありませんので、課税庁は反面調査に関して「納税者の了解を求める必要はない。」という見解に立っています。したがって、特に金融機関に対する

反面調査などは頻繁に行われていますし、場合によっては取引先に対する反面調査も多く行われています。

反面調査に関しては、特に取引先への反面調査は納税者の信用を損なうおそれがあるので、まず、納税者本人に対する調査を行ってから、そこでの疑問をどうしても確認する必要がある場合にのみ、できるだけ納税者本人の承諾を得た上で行うのが望ましいと考えます。

専門家の援助を受ける権利

税務公務員が税務調査に関する手続に違反した場合の処罰規定

松浦氏：韓国では、納税者が専門家の援助を受ける権利が法定化されていますが、日本の場合には、税務代理を委任した税理士の立会が無い場合の税務調査の制限規定はありません。

韓国税務士 丁氏：韓国において、納税者の権利が侵害された場合、つまり、税務官署が国税基本法上規定された正当な手続きを執らなかった場合に、処罰規定は今のところ無いため、課税庁はなんら不利益を被りませ



ん。今後の法改正により整備していく必要があると考えています。

参考までに、今年3月、国税庁が税務調査処理規程を公開する際、今後は「納税者の権利を侵害する虞がある規定があるならば、法律化を検討していく」と発表しているので、楽しみにしています。



韓国側税務士のパネラー

税務調査の結果通知書 課税前適否審査 不服申立て前置

韓国税務士 李氏：（韓国で課税庁に送付が義務付けられている調査結果通知書をスクリーンで確認しながら）韓国では税務調査において理由付記をしたか否かが重要ではなく、どれくらい課税根拠を捉えたのかが大事です。つまり、理由付記は法制化されていないために、調査結果に何らの法的な影響は及ぼません。しかし、実務的に言えば、課税庁の調査官の税務調査の具体的な内容を記載しなかった場合、あとで、納税者からの不服があったときに、言いようがなくなりますので、このような調査内容及び決定内訳書を作成するのだと思われます。

五十棲氏：まず、調査の終了ですが、増差税額が出た場合、税務職員はまず間違いなく修正申告を懇意してきます。それに応じて、修正申告をして後に加算税の賦課決定通知書が送付され、加算税を納付したら一応、税務調査は終了と言うことになります。決して、課税庁から税務調査の終了を明らかにする書面が届くと言うことはありません

ん。また、申告是認の場合のは認通知にしても納税者からの交付要求がないと交付しないようですし、これもなかなか出してくれません。これも法律上の規定とはなっていないのが一番の原因です。

先に紹介した当時の総務庁行政監察局の税務行政観察結果報告書でも「税務調査は、任意調査であり、納税者の協力の下に行われているものであることから、税務調査の終了を明確にせず、納税者を長期間不安定な状態に置くことは好ましくないので、納税者の利便を図る観点から、税務調査において極少額の申告漏れや指導事項がある場合においても、税務調査が終了した旨の通知を行う必要があると勧告されています。

（韓国では、この調査結果通知書に不服がある場合、課税処分をされる前に審査を受けることができるということですが、）日本では、課税処分を受ける前段階の納税者の権利救済制度はありません。権利救済どころか、その処分に不服がある場合、異議申し立てや審査請求といった不服申し立てへ進むことになりますが、この場合でも執行は不停止になりませんので、納税者

はその課税処分による税額を、つまり、不服のある税額を一旦納めた上で争っていくことになります。そういうことからも、日本の不服申し立ての二審制は廃止して、課税処分前適否審査と課税処分後の審査請求の二段階にすればよいと考えます。

また、いずれにしても、現在、青色申告者への更正処分にだけ理由付記が義務づけられていますが、具体的に納税者の財産権を侵害する恐れが出てくる場面ですから、調査結果通知書とともに理由付記を早急に法制化する必要があると思います。

まとめ

則武氏：ここまで、韓国と日本の制度を比較してきたわけですが、私の正直な感想を言いますと、韓国の租税制度というか納税者番号制度などの環境を考えると、課税庁が相当程度のデータをもっていることもあり、課税庁にとっては納税者権利憲章を制定しても大きな障害にはならなかったのではないかと思いました。

逆に、現在の日本で納税者権利保護規定を法定化することは、課税庁にとって非常に仕事

がしにくくなると思います。そんなこともあり、過去に国税通則法の改正案に対する政府の答弁が、非常に消極的であることも領けますが、現行のような日本に韓国のような納税者権利保護規定が制定されれば、それは、申告納税制度における第一義的納税義務の履行と相まって、より一層、国民主権主義の租税面での確立が図られるものと思われます。また、その納税者の権利を税理士が授権することによって、税理士の代理権も確立していくのではないかと思います。

そこで、このような政府の答弁に対して、今後どのような働きかけが必要か考えてみました。

確かに憲法第30条では国民に

納税の義務を課しています。しかし、それは憲法の規範原則に従って自己の納付した租税が使用されることを前提にして、その限度で、かつ、憲法規範原則の範囲内で法律に従ってのみ納税の義務を負う権利、つまり納税者基本権をもつのではないかと。

この納税者基本権を具体的・実質的に保障すること、つまり、納税者権利保護規定の制定などは租税国家の民主化を担保する法的措置として不可欠となります。

O E C D 加盟国のいわゆる先進国では、何らかの納税者権利憲章を制定しており、制定していないのは日本くらいであると

良く言われます。租税制度や環境の違いなどいろいろありましたが、そういう意味で、韓國の方が一步進んでいると感じたのは私だけではないはずです。

最後に声を大にして言いたいのは、納税者の権利憲章は、国民からの要望を待つまでもなく、国家は納税者たる国民の主権者としての地位をまずは尊重して、民主主義国家としての姿勢を国家自らが積極的に宣言すべきものではないのかということです。

日本における納税者権利保護規定の制定に向けて、これから各単位青税と全青が一致団結して、今後益々の研鑽を積んでいく必要があると思います。

奈良大会

第3部

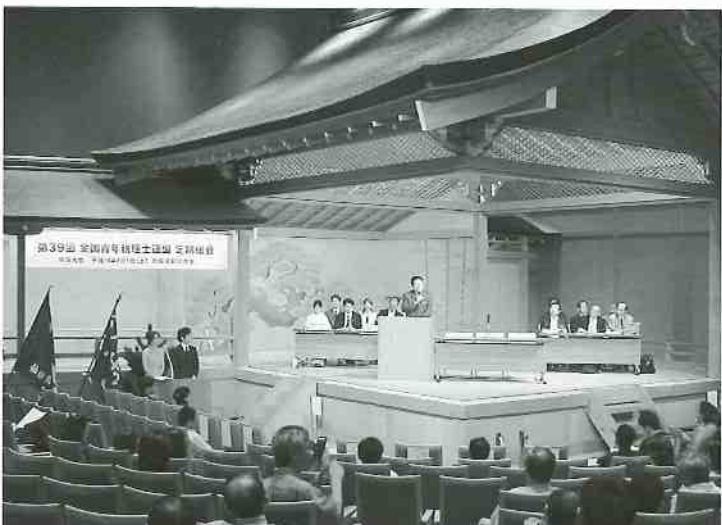
定時総会



挨拶する城田新会長

平成18年8月5日、全国青年税理士連盟の第39回定時総会（奈良大会）が「奈良県新公会堂」にて開催されました。総会は午後3時より司会の浪花隆司会員（近畿青税）・松岡朋子会員（近畿青税）の自己紹介の後、

第39回 定時総会報告



平成18年8月5日
於 奈良県新公会堂

加藤直之副会長（岐阜青税）の開会の辞により開会されました。司会者より来賓の方々の紹介、石井孝雄会長の挨拶の後、議長に阿部徳幸会員（東京青税）・杉下成之会員（近畿青税）・岡崎拓郎会員（名古屋青税）の三会員が選出され、議事に入りました。議事録署名人には松嶋

康尚会員（東京青税）・岡本宰会員（近畿青税）が選出されました。

《議案審議》

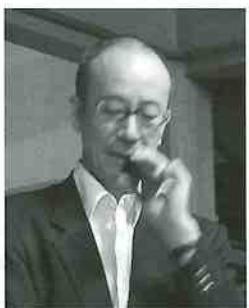
第1号議案（2005年度事業報告承認の件）については高垣希総務部長から、第2号議案（2005年度収支計算書及び貸借



石井前会長



高垣前総務部長



麻生総務部長



会場からの質問



対照表並びに財産目録承認の件)については滝谷由美子経理部長から提案説明がなされ、第2号議案に関して上阪淳監事から会計監査報告がなされました。これらの議案について議場から質疑はなく、議長は採決に入り、第1号議案・第2号議案ともに承認可決されました。

次に第3号議案(役員改選の件)が増田勝彦会長等推薦審議委員長より提案され、城田英昭会長候補をはじめとする新役員が満場の拍手で承認されました。執行部交代の後、城田英昭新会長をはじめとする新執行部の紹介があり、その後第4号議案(2006年度事業計画承認の件)が麻生昌敬新総務部長から、第5号議案(2006年度収支予算案承認の件)が松崎美和新経理部長から提案説明されました。

その後質疑に入り、国民のための税理士制度の確立に向けた取り組み方、国民のための租税



議長団と執行部の面々



ご来賓／森日税連会長

制度の改善方法、全国組織というスケールメリットを活かした研修や情報収集及び創立40週記念事業の具体的な内容等の質問応答、研修充実について要望があり、第4号議案・第5号議案とともに原案通り承認可決されました。

次に第6号議案(全国青年税理士連盟規約の一部変更の件)が麻生昌敬新総務部長から提案説明がなされ、別段の質疑はなく、原案通り承認可決されました。

最後に第7号議案(大会宣言採択の件)が大沼はるみ会員

(神奈川青税)によって読み上げられ、満場の拍手をもって採決されました。

これにより全ての議事が終了したので、議長団は議長席から降壇しました。

城田英昭新会長より会長挨拶として今年度1年間の抱負が語られた後、日本税理士会連合会の森金次郎会長、韓国税務士考試会の朴點植会長をはじめとする来賓の方々からご祝辞をいただきました。その後、松浦寛新副会長(近畿青税)の閉会の辞により第39回定時総会は無事終了しました。 (麻生昌敬記)

懇親会はガーデンパーティー



奈良大会総括報告

全国大会を終えて

奈良大会実行委員長 南谷 正仁

全国青年税理士連盟の会員の皆様には過日行いました定期総会（奈良大会）への多大なご協力と多数の会員のご参加を頂き誠にありがとうございました。

実行委員会委員長として1年間活動をしてまいりました。その間には近畿青年税理士連盟の皆さんもとより、各単位会の会長以下役員の方々にはいろいろな無理なお願いをしてまいりましたが、無事に任を全うできましたのも皆様のおかげと、この紙上をお借りして厚く御礼申し上げます。



思えば、奈良で定期総会を開くことになったのも当時の徳田会長が熊本の理事会で「奈良で全国大会をしたこと無いよね」と発言されたことがきっかけであったと記憶しております。

そのときは、「何をご冗談を」と思っていましたし、その直前には京都大会や神戸大会があり「近畿はひとつ」と思っていた私は真剣に考えていました。ところが順番でいくと開催地となる岐阜青税さんが周年事業のため開催できないこととなり、近畿で受けられないかと

いうことになったのです。

そのころまじめに（？）全青の理事会に出席していたため目立ってしまったのでしょうか、ごく当たり前のように奈良で総会をすること、私が実行委員長をすることが決まってしまいました。そこで、「奈良には、鹿と大仏しか無いよ」ということをお断りしてお受けいたしました。

かくして、その定期総会に向けた取り組みが始まりました。

まずは場所の選定です。奈良には悲しいことに4～500名を収容できるホテルが3件しかありません。そのうち奈良日航ホテルと樅原ロイヤルホテルは前年の5月の時点で予約が入っており使用不可能でした。後、残る奈良ロイヤルホテルはまだ使用可能だったので予約をしました。ところがイメージが沸かない、奈良のホテルでディズニーランドやお台場に対抗できる企画が思い浮かばないのでした。何か奈良の特色を出せる企画は無いものかと考えた結果、以前に奈良支部の30周年の記念行事をした「奈良県新公会堂」の能



楽ホールを思い出しました。

能舞台で総会をするのはあまり他所に無いもので良いなどの結論から今回の会場に決定したわけです。

場所が決定した後は中身です。近畿青年税理士連盟メンバーの中から実行委員を集めて委員会を十数回開催いたしました。

せっかくの能舞台でやるのであるから、能か狂言を見てほしいということで、検討しましたが結構高い……。しかし、実行委員会のメンバーの一人が壬生狂言の保存会の方を知っていて、そのメンバーの紹介からお願いすることになりました。また、従来の講演会に代えて会員の手作りでの勉強会をやろうということに決めました。石井会長が取り組んでおられた「納税者権利憲章」を題材にしようということで、当初は、納税者権利憲章制定に向けた決起集会的にしようと考えていたのです。そこで、憲章がすでに制定されている韓国の考試会のメンバーを巻き込んでやろうということで進めてきました。途中には韓国から税務士の李信愛さんに日本に来ていただき、内容をつめてまいりましたが、話が進むうちに日本と韓国では背景や制度が大きく違うのにそのまま憲章を



作っていいのか？という疑問が沸いてきたのです。

そこで研修会担当の則武さん主導の下「日本における納税者保護規定のあり方」という内容に変更することになりました。最後は非常に短時間の作業でありましたが内容はすばらしいものになったと思います。

さて、定期総会に続く懇親会の件ではトラブル続出でした。奈良県新公会堂には2階にレセプションホールがあるのですが、全員着席すると220人が限度だということです。過去の全国大会の懇親会は着席が通例で、私もこれまで参加したなかで、立食パーティーは記憶にありませんでした。大会の参加申し込みは500人を予定し、実際の参加者も350人程度見込んでいた私は、あくまで着席での懇親会と考え、まだ解約していなかった奈良ロイヤルホテルで懇親会を行うことにし、会員の移動のためバスをチャーターしました。



しかし、またそこで問題発生です。奈良の目抜き通りである大宮道路が遷都1300年に向けて大規模な再開発のため車線規制がされることとなり、想定している移動に最悪1時間かかる可能性があることがわかりました。

これでは懇親会は無理です。公会堂の2階のレセプションホールでの立食パーティーとすることを余儀なくされました。しかし、今度はそのレセプション

ホールが300人以上入ると、冷房が効かないかもしれませんという会場担当者の話、「どうするか……」悩みましたが、どうせ「立ってしんどい」、「暑い」と文句を言われるなら実行委員会として言い訳できる庭園での立食パーティーに企画を変更することにいたしました。

一か八かの賭けです。雨が降れば一巻の終わり、蒸し暑い室内での立食パーティーになり、参加者からの苦情は、火を見るよりも明らかでした。



当日は、朝から快晴でした。後怖いのは夕立だけです。私は、昼前ごろからずっと空を見上げ夕立のないことを祈っておりました。

午後1時、庭園パーティーを決行することを決断しました。後戻りはできません。

壬生狂言、勉強会から定期総会へと順調に経過し、平行して庭園の懇親会の準備を進めました。この光景を見て、参加者からは「このくそ暑い中、屋外で懇親会をするのか」と怒りとも取れる言葉をたくさん頂きました。



秋季シンポへのお誘い（千葉青税）



た。そうです、雨どころか晴れ過ぎました。今度は、懇親会までに会場が日陰になることを願うばかりです。

午後5時40分、定期総会が終わり懇親会会場への移動が始まりました。私も少し送れて会場へと向かいました。そこで一安心、会場のほぼ全体が日陰になっていて、心配した虫の苦情も無く、河内家菊水丸の企画も屋外のため一層盛り上がったように思います。

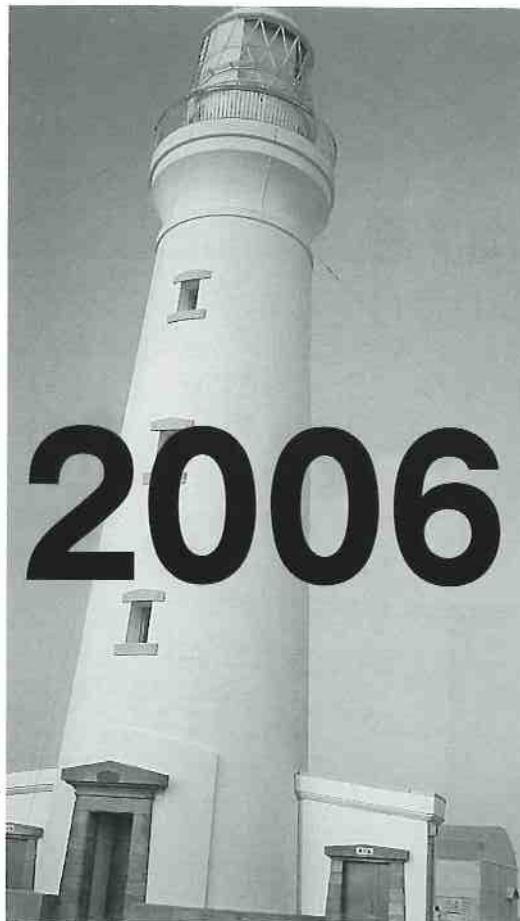
何につけても再検討の繰り返しで、直前によく間に合った全国大会がありました。全体を通して、いろいろ至らなかつた点も多々あると思いますがこれも南谷の企画運営したこと。ご勘弁を頂きたいと思います。

私は、この全国大会の実行委員長として一連の活動を通して、仲間の大切さを再認識するとともに、私を育ててくれている青年税理士連盟（青税）に感謝しております。

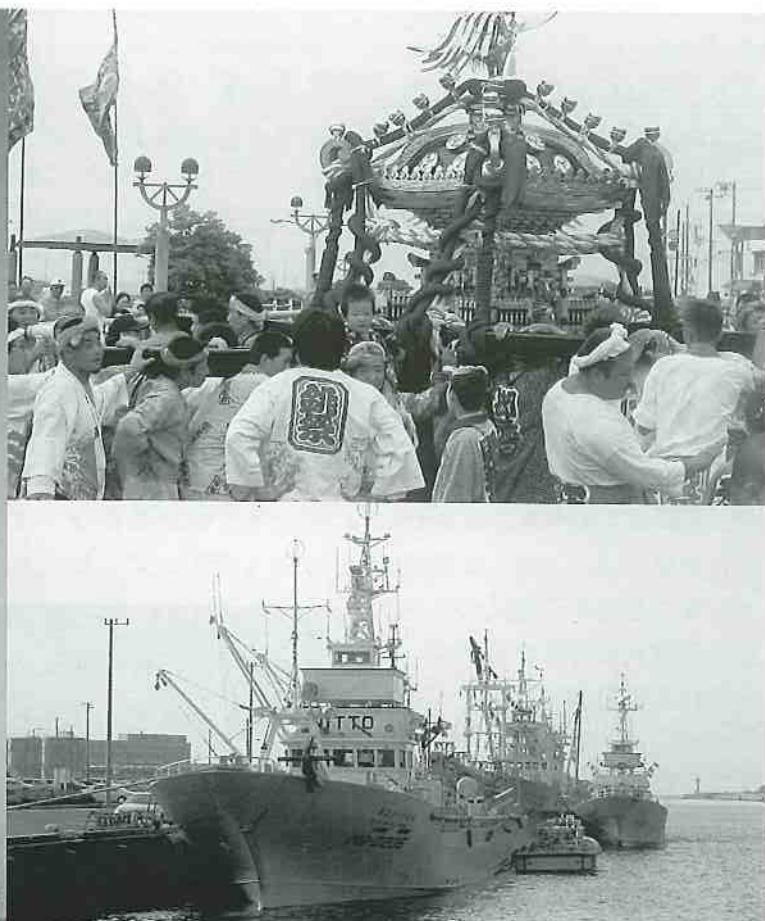
本当にありがとうございました。



来年「岐阜大会」の案内（岐阜青税）



2006



全青税 秋季シンポジウム

in 千葉

テーマ **TAX to the future**

～あるべき消費税の構築に向けて～

開催日 平成18年11月12日（日）

場 所 東京ベイホテル東急
インペリアルホール

＜各単位会テーマ＞

- 東京／消費税と日本国憲法
神奈川／消費税法の課税趣旨と実務
埼玉／公正な負担としての課税
近畿／消費税の益税問題
岐阜／課税取引と非課税取引
名古屋／益税と損税

会場・交通のアクセス

- 東京駅よりJR京葉線・武蔵野線にて舞浜駅下車、ディズニーリゾートライン（モノレール）に乗り換えて2駅目「ベイサイド・ステーション」下車、無料シャトルバス約3分または徒歩約4分。
- 舞浜駅前ロータリーよりタクシーで5分。

※車でのご来場はご遠慮願います。特に休日は周辺道路が大変混雑いたしますので、公共交通機関のご利用をお薦めいたします。

